

第4回「共働事業提案制度検討部会」議事録要旨

1. 開催日時

平成19年10月5日（金）18:00～20:00

2. 場 所

福岡市役所7階 演習室

3. 議 題

- (1) 開 会
- (2) 審 議 等
- (3) 閉 会

4. 出席委員

加留部委員、白川委員、十時委員、森委員、森田委員、山崎委員、吉田委員

5. 傍聴者数

なし

6. 議事概要

- (部会長) 報告書の論点を確認したい。NPO法人に限定すべきかどうか。
- (委 員) 共に働くというのは、市では議論になったことがあるのか。「共働」と「協働」はどう違うのか。
- (委 員) 対等性を意識して、福岡市では「共働」を使っているのではないか。
- (委 員) 共働なら間口を広げてもいいのではないかという議論。しかし対等性で応分の負担を求めるのであればNPOに限ったほうがいいのではないか。
- (委 員) あまりNPOにこだわる必要はないのではないか。事務所も福岡に限定しなくても、活動場所が重要で市の状況を知っている団体であればいいのではないか。
- (委 員) NPOに対して、法人であるかないかでこだわりはない。ただし、経費的には市民の理解を得るにも地域性は重要。
- (委 員) 法人格があれば組織面ではっきりしている。ボランティア団体はどのように把握するのか。審査の時に判断できるのか。
- (委 員) 審査書類をみれば、団体の様子はわかるのではないのか。
- (委 員) 法人であれば会計面はクリアしている。
- (委 員) 条例と提案制度の位置づけを整理してはどうか。
- (部会長) NPO法人に限定するのは当面の問題。会計を明確にできるか審査で判断できるのであればいいのではないか。
- (委 員) NPO又はNPOに準ずる運営実態を有する団体にしてもいいのではないか。事務所は市外にあっても活動場所が市内にある団体もある。
- (委 員) 事務局はこの文言はどのように考えるのか。

- (事務局) この場合は市内に事務所と活動場所を有する団体と考える。
- (委員) 事務所という表記は微妙ではないのか。
- (委員) 事務所をとり、主な活動場所ではないのか。
- (委員) 事務局の案の趣旨としてはどうなのか。
- (事務局) NPO法人に対する補助金の場合、事務所が市内にあってなおかつ主な活動場所が市内にあること。事務所が市内にないと調べる必要性が生じた場合に確認ができない。助成金の場合、市内に限定している。
- (委員) 市内の団体を支援するためなのか。
- (部会長) いろんたとらえ方があってもいいのではないのか。
- (委員) 共働は助成とは違うので、仕事のパートナーだけでなく支援の意味もあるのではないのか。
- (委員) 提案が通ってから事務所を市内に開くというのはどうなのか。
- (部会長) 活動実績があるので、提案が通ることはない。
- (委員) 市民活動支援なのだから市内限定でもよいのではないのか。他都市のNPOが福岡市の課題を解決することがあるのか。
- (委員) 他都市はどのようにしているのか。
- (事務局) ほとんどは市内に限定して、いくつかは「又は」になっている。
- (部会長) 及びを使っているのは、活動実態がない団体を除外しているのではないのか。登記はしているが、実態が全くない団体を防ぐことになる。
- (委員) 活動場所ではなく、活動実績にしたほうが良いのではないのか。
- (委員) 実績をみるのは良いことではないのか。
- (委員) 市内に事務所を置き、かつ活動実績を有するではどうか。
- (委員) 自治会は該当しないのか。
- (委員) 自治会が対象となる可能性はある。
- (委員) NPO法人に準ずるとすると対象となる。
- (委員) 自治会はみんな共働ではないのか。すべての事業が共働。
- (委員) 受益者が限られた人にならないか。
- (部会長) 応募資格に関しては、市内に事務所を置き、かつ活動実態があるNPO法人もしくはNPO法人に準ずる運営実態を有する団体が適当でよろしいか。
- (委員) 対象事業で自治会がくることはないのか。
- (委員) 活動範囲は全市と対象とした活動が対象となるのか。
- (事務局) 地域で実施しても、それがモデルとなり全市に広げられるものであれば良いと考える。
- (委員) 他でも使えるものであればいいのか。
- (事務局) 地域の20～30人の為の事業であれば、モデル性はないと考える。
- (委員) 費用対効果もみるのか。

- (事務局) そうです。
- (委員) 審査で判断するのか。
- (事務局) 他都市で自治会が採択された事例がある。
- (委員) よりよいプログラムを作ることができたのか。
- (事務局) 行政と一諸にプログラムを作り、受け入れやすい実施の仕方を作ることができたようだ。
- (委員) あまり厳密にしないほうがいいのではないか。
- (委員) 最悪のケースを避けるだけで、後は審査で判断してはどうか。
- (部会長) 応募資格を詳細にしたことによって、NPOという表現の定義がそぐわないのではないか。
- (委員) NPO法人と表記すればよいのではないか。
- (事務局) ここではNPO法人に準ずるという意味と考える。
- (部会長) そこを明確にしてほしい。2つ目の論点、応分の負担についてはどうか。
- (委員) 市民の理解を得られるかとはどういう意味なのか。
- (事務局) 既存の事業を採択した場合、市民からみたらNPOの助成と考えられるのではないか。研究会でモデル性のある新規事業のみを募集した場合、提案して実施するのか可能なのかという意見が出ている。この制度のあり方を考えると市民の視点を入れた良い提案であることが大事と考える。
- (委員) 補助金なのか負担金なのか。
- (事務局) 負担金事業と考えている。
- (委員) 応分の負担は制度の重要な部分と考える。応分の負担は必要なのではないか。
- (委員) 新規事業と既存事業との違いはなにか。
- (委員) 既存の判断は難しい。
- (委員) 既存事業そのままでは共働はどうか。ステップアップが欲しい。
- (委員) 共働にふさわしいかどうかで判断してみてもどうか。
- (委員) 審査項目の中にあるのであえて言う必要はないのではないか。
- (部会長) 原案のまま。論点に確認事項は以上。アドバイザーの役割についての意見はないか。アドバイザーは基本的にはコーディネーター役でよいか。
- (委員) なかなかイメージしにくいのではないか。
- (事務局) 行政もNPO側もアドバイザー役を求めている。
- (部会長) 職員も担当するので、まさに共働ではないのか。
- (委員) 当事者同士では言いにくいところを調整するのがアドバイザーではないのか。しかし、最初は必要でもそのうち必要ではない。
- (委員) アドバイザーが定期的に勉強会を開催するというのはアドバイザー同士で勉強会をするという意味か。
- (事務局) アドバイザーと事務局と一緒に学習するようなイメージ。サポートの仕方をあ

る程度話し合っておきたい。

(委員) アドバイザーは登録制なのか。

(事務局) 委嘱を考えている。

(委員) 事業開始後は必要に応じてアドバイザーは来るのか。アドバイザーは事業がうまくいっていれば、動かなくても良いのか。

(事務局) うまくいっている時は必要ないと考える。

(委員) アドバイザーの担当事業はどうやって決めるのか。

(部会長) チームで動く。

(委員) アドバイザーが欲しいという現場の声は共働の実があがってないからではないのか。アドバイザーはチームで動かないと役割が厳しいのではないのか。共働事業なので調整役的なアドバイザーでいいのではないのか。

(部会長) チームの手腕によるのでは。個別の対応は個人で、報告しあってチームで対応する。

(委員) アドバイザー同士でもアドバイスしあう。そういう意味でもチームで対応したほうがいいのでは。

(委員) チームの方が補完しあえる。共有しておかないと引き継げない。アドバイザーは共働促進を支援する組織。

(事務局) 採択された事業全てがうまくいく・育つようにするのが役目だと考える。

(委員) アドバイザーを要請しない時はどうするのか。何が問題か分からなくて、的確な判断はできるのか。お互いを知るような仕組みが必要なのではないのか。

(委員) 当初から関わったほうが相互の問題点がわかるのではないのか。

(委員) 市職員がアドバイザーになるのか。

(事務局) 将来的には、共働を経験した職員がアドバイザーになる可能性はある。しかし時間がかかる。

(部会長) NPO側だけでなく行政に対するアドバイスをする必要もあるのではないのか。

(委員) 市職員がアドバイザーになる場合、業務になるのか。

(事務局) はい。

(委員) アドバイザーになる市職員の人材育成が必要なのではないのか。

(委員) OBになってから、アドバイザーになるのも歓迎。

(委員) 意識改革も大切なのではないのか。

(委員) アドバイザーに求められる条件とはなにか。明記すべきではないのか。

(委員) 行政からみて制度を知っている人。

(部会長) 制度導入までにあまり時間がない。大体に意見は出たようだが他にはないか。

(委員) 意見交換会は是非具現化してほしい。NPOと行政の意見交換会は重要な仕組みである。市民に制度を理解してもらうことが重要。

(委員) 可能性はいろいろある。出会いの場として軽めの交換会を設けてはどうか。

- (部会長) 難しいのは、公募の前の段階でアドバイザーは出てこないことではないのか。
- (委員) 意見交換会はアドバイザーが集めて市の意向を説明してはどうか。
- (委員) 5月の説明会と意見交換会はどう関わってくるのか。5頁4②の意見交換会をフローの中に入れてはどうか。環境整備は制度をたちあげる前に必要なのではないのか。
- (委員) 環境整備はフローの前に必要なのではないのか。
- (部会長) 例えば、意見交換会は大きな会場でイベントみたいに開催してみてもどうか。アピールをしなければ伝わらないのではないのか。
- (委員) 5月PRで8月から公募をしたほうがいいのではないのか。
- (事務局) 予算要求が10月なので、採択はそれまでに終わらせなければならない。
- (部会長) 準備期間(意見交換会)もフローに入れるべきということによいか。
- (委員) 準備期間をフローに入れることは可能か。制度スタートの年だから制度を周知させてはどうか。
- (部会長) 意見の内容に留意して、報告書にまとめます。

7. 今後の予定

今回の意見をもとに報告書案を修正し、部会長の承認を得た上で、審議会に報告することとした。

以上